

勤労ふじさわ



発行：藤沢市産業労働課 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所本庁舎8階 ☎0466-50-8222

URL:<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/shushoku/sodan/kinro.html>

本紙のデザインはJOBチャレふじさわ（障がい者就労の場）で行っています。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

実施期間 4月1日～7月31日

キャンペーン

厚生労働省では、全国の大学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施しています。

これからアルバイトを始める学生の方、事業主の方もこの機会にぜひ労働条件の確認を積極的に行いましょう。



◎ 重点的に呼びかける事項

- (1) 労働条件の明示
- (2) 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトの設定
- (3) 休憩時間や年次有給休暇の適切な取扱い
- (4) 労働時間の適正把握による適切な賃金の支払い
- (5) 商品の買取り強要等の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- (6) 労働契約の不履行に対してあらかじめ損害賠償を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

◎ 主な取組内容

- (1) 都道府県労働局による大学等への出張相談の実施
- (2) 都道府県労働局及び労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生からの相談に重点的に対応
- (3) 大学等でのリーフレットの配布等による周知・啓発

詳しくは厚生労働省WEBサイトをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70940.html



目次

- 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン … P 1
- 外国人を雇用する事業主の皆様へ／全国安全週間 … P 2
- クールワークキャンペーン／労働保険年度更新 … P 3
- 技能者表彰候補者募集／藤沢マイスター募集 … P 4



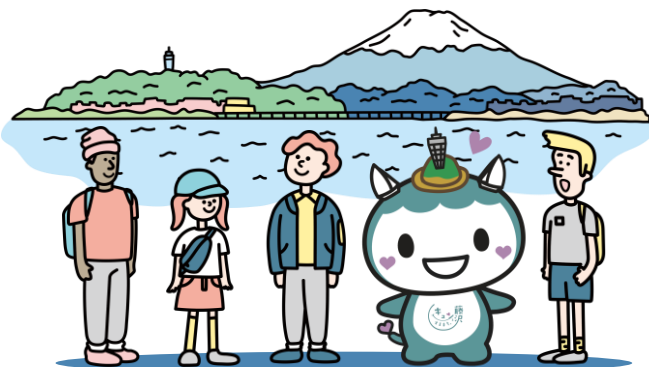
外国人を雇用する事業主の皆様へ

外国人の適正な雇用にご協力ください



日本人と外国人が互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、以下の点が重要です。

- 外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとり外国人を受け入れ、適切な支援等を行っていくこと
- ルールに違反する者に対しては厳正に対応していくこと



外国人の適正な雇用のために注意すべきポイントやお問い合わせ先などはリーフレット、もしくはポータルサイトでご確認ください。

リーフレットは
こちら



外国人生活支援ポータルサイト
(出入国在留管理庁)はこちら



7月は「全国安全週間」です



労働災害の防止・減少に努めましょう！

全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として、事業場における労使が協力して労働災害防止対策を講じることで、労働災害の減少を図る取組期間です。この機会に全ての労働者が安全に働くことができる職場の実現を目指しましょう。

令和8年度の「全国安全週間」スローガン

準備期間：6月1日～6月30日

実施期間：7月1日～7月7日

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

詳しくは厚生労働省のHPをチェック

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71713.html



STOP!熱中症 クールワークキャンペーン (5月1日～9月30日)

職場での熱中症により毎年約30人が亡くなり、約1000人が4日以上仕事を休んでいます。
熱中症の予防に取り組みましょう！

事業主の皆様がキャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

- 暑さ指数の把握と評価
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
- 測定した暑さ指数に応じて、対策を徹底
(対策の具体的内容は、環境省熱中症予防情報サイトをご覧ください)



重点取組期間（7月）にしていいただきたいこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じて、対策を追加しましょう。
- 暑さ指数に応じて、休憩時間の確保や、作業の中断を徹底しましょう。
- 労働者が水分や塩分を積極的に取るように促し、その確認を徹底しましょう。
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底し、巡視回数を増やしましょう。
- 熱中症のリスクが高まっていることなどの労働衛生教育を行いましょう。
- 体調不良の人に異常を認めたら、躊躇することなく救急隊を要請しましょう。

厚生労働省
STOP!熱中症
クールワークキャンペーン

https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_2026.html



熱中症予防情報サイト
熱中症対策関連情報

<https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness.php>



労働保険のお知らせ

令和8年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、

6月1日（月）～7月10日（金）です。

年度更新のお手続は「電子申請」をぜひご活用ください！

窓口には並ばず、インターネット上で簡単・便利に手続きができます。



労働保険電子申請
イメージキャラクター
ペパレス執事

年度更新申告書
書き方パンフレット

【年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です】

- 年度更新の時期は窓口が大変混み合います。自宅やオフィスから待ち時間不要で、いつでも手続可能な電子申請がオススメです！
- 保険料を電子納付により納付することが可能です。電子申請と電子納付を利用した場合、全てインターネット上で手続を完結させることができます！
- 労働保険の電子申請に関する詳細は特設サイトへ！



労働保険電子申請
特設サイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

技能者(職人)の方をご推薦ください!

市では、時代のニーズに即応しながら市民生活を根幹から支える技能職者の功績を称えらるとともに感謝の意を表し、毎年11月23日(勤労感謝の日)に技能者表彰式を開催しています。今年度の表彰を実施するにあたり、技能者(職人)を募集しますのでぜひご推薦ください。

募集期間：**6月30日(火)まで**

申請方法：藤沢市ホームページから様式をダウンロードし、期日までに郵送又は持参にてご提出ください。

詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/shigoto/sangyo/gino/ginousyahyouyou.html>



【問い合わせ・提出先】

藤沢市 産業労働課 労政担当

電話:0466-50-8222

住所:〒251-8601 藤沢市朝日町1-1本庁舎8階 藤沢市役所 産業労働課

令和8年度「藤沢マイスター」を募集します! ～卓越した技能者・技術者のご応募をお待ちしております～

市では、極めて優れた技能を持ち、市民生活や産業の発展を支える技能者・技術者を「藤沢マイスター」として認定し、その仕事と技を知ってもらう様々な活動をしています。

応募資格

市内在住、もしくは主として市内において、手作業もしくは機械等を用いて、藤沢マイスター募集要項記載の対象職種一覧に関わる仕事に従事している技能者・技術者の方。

応募方法

「藤沢マイスター候補者推薦書」に必要事項をご記入の上、産業労働課労政担当まで、メール又は郵送にて提出してください。

※募集要項・推薦書は、産業労働課、各市民センター、市民図書館、藤沢商工会議所に配架予定。また、市ホームページからダウンロードも可能です。

応募期間

6月10日(水)から7月10日(金)まで(必着)

問い合わせ・提出先

藤沢市 産業労働課 労政担当

〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 本庁舎8階

電話：0466-50-8222

FAX：0466-50-8419

Email：fj3-indus@city.fujisawa.lg.jp

詳しくはこちら

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/meister.html>

